

Go To トラベルキャンペーン事業支援対象の旅行商品につきまして

10月1日出発以降のGoToトラベル事業支援対象の旅行商品は、旅行代金からGoToトラベル事業による支援金（旅行代金の最大35%割引、日帰りの場合は上限7,000円、宿泊の場合は1泊あたり上限14,000円）を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。

なお、国からの支援金はお客様に対して支給されます。当社は、支援金をお客様に代わって受領（代理受領）致しますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。お客様は、当社による代理受領についてご了承いただくこととなります。お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けますので、併せてご了承いただくこととなります。

また、10月1日以降にご出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。ご旅行当日、乗船窓口もしくは係員（添乗員）がお渡しいたします。利用できる施設は、事務局ホームページより、ご確認ください。

代表者及び同行者全員の居住地の確認につきまして

代表者及び同行者全員の居住地の確認が必要となりますので、**同封の「全参加者住所録」を、事前にご記入の上ご旅行当日にお持ちください。**添乗員同行の場合は添乗員が、添乗員が同行しない場合はターミナル窓口の係員が、以下の証明書等を通じて確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等の中から1つ、もしくは、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

なお、①、②の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示いただきます。